



MORIOKA
ROTARY CLUB WEEKLY

第32回例会(3月6日)
平成27年3月13日発行

クラブ事務所 岩手県盛岡市菜園1丁目10
川徳デパート内
例会場 同上 TEL(651)1111(代)
例会日 毎週全曜日12時30分～

会長 長澤 茂
幹事 橋山 桂
会報 古山 明彦
クラブ事務局 TEL(653)5682
FAX(653)5622

Light Up Rotary, 「ロータリーに輝きを」……………ゲイリー C. K. ホアン

ゲスト卓話



「少年鑑別法について」

盛岡少年鑑別所 所長
井上 和則様

◆スピーカー紹介

昭和40年島根生まれ・大阪育ち
関西大学卒業
平成2年1月大阪少年鑑別所で採用
以後主に西日本各地の少年鑑別所・刑務所勤務
平成23年鳥取少年鑑別所所長
平成25年富山少年鑑別所所長
平成26年盛岡少年鑑別所所長

はじめに

盛岡ロータリークラブの皆様におかれましては、日頃から盛岡少年鑑別所の運営に御理解と御支援をたまわり、誠にありがとうございます。今回は去年の5月23日に「非行からの立ち直りについて」というテーマでお話をさせていただいております。実はその直後に、少年鑑別所を取り巻く状況に大きな変化がありました。去年6月4日に少年鑑別所法という法律が新たに成立しましたので、本日はその概要をお話させていただきます。それまでは、少年鑑別所に関する独立した法律はなかったわけです。こう聞きますと、「これまでの少年鑑別所は、法律もない中で所長が各々勝手に施設運営をしていたのか?」という疑問が出てくるかもしれません。その疑問に答えるところからお話を始めたいと思います。

少年鑑別所法成立までの経緯

実は、それまでに少年鑑別所に関する法律の規程が全くなかったわけではありません。これまでは少年院法という法律がありまして、これは昭和24年施行というかなり年季の入った法律で、しかも名前のごとく少年院に関する規程がほとんどです。少年鑑別所に関する規程は、

その少年院法全20条の内3条あるのみです。すなわち、第16条「少年鑑別所は、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設である。」、第16条の2「少年鑑別所は、他の機関から少年の資質の鑑別を求められたときは、前条の業務に支障を来さない範囲において、これに応ずることができる。」、第17条「少年鑑別所は、国立とし、法務大臣がこれを管理する。」この3つです。ごく基本的・概括的な規程があるのみです。ただ正確に言いますと、この同じ17条の中に第2項がありまして、そこに「〇条から〇条までの規程は、少年鑑別所にこれを準用する。」というのがありますので、見かけ上は3条のみしかありませんが、實際上少年鑑別所にも適用される規程は、プラス8条すなわち合計11条になります。準用される規程には例えば、「逃走・暴行・自殺のおそれがある場合、手錠を使用することができる。」とか、「少年が逃走した場合、一定の手続きに従って連れ戻すことができる。」といったものです。いずれにせよ、少年鑑別所については、法務大臣が管轄するだとか、基本的業務は何かとか、緊急時の対応といった最小限の規程しかなく、法的基盤は極めて貧弱であったと言えます。こんな

弱い法的基盤で施設運営は大丈夫なのかという懸念は当然あると思います。法律の規程が少ない分は、多数の訓令・通達といった法律より一段下のレベルの取り決めで補ってきたのが実情です。したがって、先ほどの疑問「法律もない中で所長が各々勝手に施設運営をしていたのか？」に対する回答は、「法律的不備を、多数の訓令・通達によって補充して適正な施設運営に努めていた。」となります。ただ、訓令・通達は法律そのものではありませんので、法律ほどの拘束力を持たないという制約があります。法律は守らないと、法律違反として上級官庁から是正されますし、収容少年から「法律に違反している」と訴えられた場合、施設が裁判で負けてしまうということがあります。そういう強い拘束力を持つ法律が少なかったということです。こういう弱い法的基盤の中、平成21年に広島少年院事案と呼ばれるものが発生しました。これは幹部を含む複数の職員が、収容少年に対して数か月にわたって、暴言・暴行を繰り返していたという、同業者から見ても嫌悪すべき事案です。この平成21年当時でも、施設長に対する苦情申出制度があったのですが、それが全く機能せず、施設内のみで問題が潜伏・維持されていたのです。この広島少年院事案が明るみになることによって、少年矯正の法的基盤の弱さが改めてクローズアップされ、「少年矯正を考える有識者会議」が設置されて、法的整備に着手したというのが事の発端になります。

矯正施設自体は、身柄の確保が最優先であって、万一逃走されるようなことがあると、地域住民に多大な迷惑をかけることになるので、高い扉や鉄格子といった拘禁機能を持つハードは少年施設であっても必要になってきます。ただ、それに加えて、第三者の目が行き届かない閉鎖的な施設風土であったり、法律に基づかないローカル・ルールによって職員各々が恣意的な指導・処遇を行うようになると、閉鎖性の弊害ばかりが先立つようになります。したがって、

第二の広島少年院事案を生まないための方針として、「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ」というキャッチフレーズが有識者会議から生まれ、それを実現させるために少年院法が大幅に改正されることになり、また、少年鑑別所に関する部分は独立され、少年鑑別所法という法律が作られました。条文の数も、昭和24年施行の少年院法はわずか20条でしたが、改正少年院法は147条と大幅に増えていますし、今回新たにできた少年鑑別所法は132条となっています。われわれ現場の職員は今、一所懸命これを勉強しているところです。

少年鑑別所法のポイント

少年鑑別所法のポイントは大きく分けて3つあります。1つ目は「適切な処遇の実施」、2つ目は「社会に開かれた施設運営の推進」、3つ目が「再非行防止に向けた処遇の充実」です。

まず、「適切な処遇の実施」についてです。これは、収容された少年にどのような権利や義務があるのか、片や職員の方にはどのような権限があるのか、こうしたことが法律レベルで明確化されるようになりました。外からの目が届きにくい拘禁施設において、施設が自主的に処遇を適正に保つために、これは最も大事なことだと考えられます。刑務所等の大人の施設は早くからこうした規程があったのですが、従前の少年院法では不十分だった部分です。例えば、親御さんから差し入された本は基本的には自由に読むことができますが、これは少年の権利です。ただ、場合によっては、この権利を制限することができます。この「どのような場合」という要件が、法律レベルで規程されるようになったわけです。「適切な処遇の実施」を担保するための方策としてはもう一つ、不服申立制度があります。施設長へ苦情を申し出る制度、例えば職員から暴言や暴行を受けたとか、不利益な処遇をされたという申出ができる制度は、これまでも通達レベルでありました。ただし、

先ほど述べた広島少年院事案では、これが機能しなかったという事実があります。したがって、少年鑑別所法では、この不服を申し立てる制度を法律レベルに引き上げ、そして施設長でなく、法務大臣に対して直接申し出ることができるようになりました。また、鑑別所にいる間だけでなく、鑑別所から出所した後にも（と言っても、出所した翌日から起算して30日以内という縛りはありますが）申し出ることができるようになりました。これも、不適切な処遇を抑止する強い効果が見込まれる制度と言えると思います。

少年鑑別所法のポイントの2つ目は「社会に開かれた施設運営の推進」です。かつての矯正施設は外部の人の目に触れる機会が極端に少なく、悪くすると世間一般の常識からかけ離れたローカル・ルールができてしまったり、何か問題があった場合に隠ぺいするような施設の体質ができてしまいがちで、先ほど述べた広島少年院事案も、このような閉鎖性の弊害が極端な形で現れたものと考えられます。これではいけないということで、平成23年から、地域住民の皆様は施設の中を見ていただき、施設の役割を説明しなさいという通知が本省から来ておりまして、今や全国どここの矯正施設でも行うようになっております。ただ、募集参観は施設運営の極一部の「点」を見ていただいているのみです。これでも不十分だということで、施設運営のありようを調査して意見を述べる機関を置いて、広く施設外の有識者の意見を聴き、国民に開かれた施設運営を実現していこうという規程が少年鑑別所法に設けられることになりました。それが「少年鑑別所視察委員会」と呼ばれるものです。委員さんは、当所のような小さな施設ですと4名で、弁護士、医師、市の職員、町内会の役員ということで調整中です。この委員さん方にそれぞれの立場・見識から施設を視察していただき、また、少年たちから出された意見（書面）を、施設の職員が目を通すことなく委員さ

んに提出して、その内容を検討してもらい、施設に対して施設運営に関する意見を述べてもらうという形になります。委員さんが実際に少年に会って話を聞くということもあります。先んじて視察委員会を設置している刑務所の例を見ると、食事に対する不満、職員の指導・言動に対する不満等が多いようですが、そうした少年個々から出される意見から浮き彫りになる施設運営の問題点や要改善点が委員会から施設長宛てに出され、施設はそれに対して講じた措置を公表するという、施設にとってはなかなか厳しい制度ですが、これぐらいしないと、社会に開かれた施設運営などとは言えないのかもしれない。

ポイントの3つ目は、「再非行防止に向けた処遇の充実」です。再非行を起こす危険性やどのような領域に焦点を当てて教育すべきかを把握できる法務省式ケースアセスメントツールというものが開発されていますので、これを活用して精度の高い調査を行うことが一つです。また、鑑別所は平均4週間少年を収容しているわけですが、その間、非行から立ち直らせるための系統的な教育まで行う時間的余裕はないですが、例えば、学生の場合なら勉強できるように教科書・参考書をそろえたり、情操の涵養・社会常識の付与に資するような図書や視聴覚教材をそろえるなどが鑑別所長の義務として定められています。それが「少年の健全育成に配慮した観護処遇」というところになりますが、支援金はここのところで活用させていただいている次第です。改めて感謝申し上げます。そのほか、収容した少年の調査だけでなく、これまでに蓄積した非行鑑別のノウハウを地域の非行防止に役立てなさいという規程もあり、具体的には学校教師や一般家庭の親御さんからの非行関係の相談に積極的に応じること、しかも鑑別所に来てくださいという待ちの姿勢ではなく、職員が現場に向かい行って面接やテストをする出張鑑別、あるいは所長始め職員が施設の外に

出かけて講演・講話をするなどが当たります。これらは従前の少年院法では「本来業務に支障を来さない範囲において」という二次的業務でしたが、本来業務として位置づけられるようになっていきます。

おわりに

少年鑑別所法の施行は今年6月が予定されており、今現在はその準備作業に追われている段

階です。本日は少年鑑別所法のポイントをお話させていただきましたが、これが現場の実務の中で定着するにはしばらく時間がかかるものと思われます。今日お話しした内容は少年鑑別所が目指すべき未来像とも言えますが、法律の文言に負けない施設を作り上げていく所存ですので、今後とも引き続き御支援、御協力のほど、よろしく願いいたします。

例 会 報 告

第 32 回例会
平成 27 年 3 月 6 日(金)

- 於 川徳 12時30分 開会点鐘
- ・司 会 長澤 茂会長
- ・ソング 奉仕の理想
- ・国歌 君が代
- ・ピジター 室岡隆之さん(加賀中央RC)・菊地弘尚さん(岩谷堂RC)・平野 隆さん(盛岡滝ノ沢RC)・南郷成民さん(盛岡中央RC)
- ・ゲスト 井上和則様(盛岡少年鑑別所 所長)
- ・カムチョンプー スリーボンさん(米山記念奨学生)
- ・皆出席バッチ 佐藤仁志君(1年)。
- ・会長報告 長澤 茂会長



カムチョンプー
スリーボンさん
米山記念奨学生
終了ご挨拶

- ・入会祝 坂本広行・吉原伸和君。
- ・誕生祝 近藤 駿・竹中陽一・平野佳則・佐藤善通君。
- ・結婚祝 盛田洋太郎・飯塚 肇・長澤 茂・長野隆行・岩野法光・海野 尚君。
- ・幹事報告 樋山 桂幹事
青少年育成団体支援金贈呈式

【他クラブ例会変更のお知らせ】

- 盛岡北R.C.= 3月18日(水)は、12:30~もりおか町家物語館「浜藤ホール」会場変更。
- 盛岡南R.C.= 3月31日(火)は、通常夜例会18:30~「盛岡居酒屋 遊食屋 FUJI」会場変更。
- 盛岡滝ノ沢R.C.= 3月12日(木)は、地区大会実行委員会のため11日(水)19:00~山口クリニック。

【ニコニコ BOX】

- ◆室岡隆之君…突然のおじゃまで失礼致します。明日から盛岡市総合プールで開催される全国マスターズ水泳大会に参りました。来週3月14日には北陸新幹線も開通致

します。ぜひ石川県にも、お立ち寄り下さい。

- ◆長澤 茂君…新病棟の各科の割り当て等が決まったので安心して、ニコニコしたいと思います。
- ◆斎藤和好君…スリーボンさんへ！今日が例会御出席最後の日となりましたね。さびしくなります。論文も完成した由、おめでとうございます。前の例会でのお話のように、タイ国と日本のかけ橋となるべく頑張ってください。ロータリー会員も、皆さんで応援しています！

- メイクアップ
地区=金沢・佐藤(仁)・嶋田君。盛岡西R.C.=平賀君。盛岡南R.C.=金子・勝君。盛岡西北R.C.=中山・西田・大見山君。クラブ委員会=鹿野・川村(宗)君。

出席報告 会員数 /73 名 出席数 /42 名 出席率 /60% 前々回修正出席率 /98.55%

**プログラムの
お知らせ**

- ・ 3月13日(金) 環境保全ポスター表彰式
- 20日(金) ゲスト卓話 畠山節子様 (NPO 法人 ポランの広場 盛岡地区父母会会長) 「ポランの広場活動報告」
- 27日(金) ゲスト卓話 中村光紀様 (萬鉄五郎記念館 館長)

●本号編集担当 / 熊谷 祐三

●次号編集担当 / 金沢 滋